

大船渡市市民活動支援事業補助金募集の実施について

1 趣旨

地域の課題の解決や活性化を目指して、市民活動団体等が自主的に取り組むまちづくり活動に対し、補助金を交付します。

なお、令和7年度は、次のテーマに該当するものを重点支援項目とし、積極的に支援します。

- (1) 少子化対策・子育て支援
- (2) ジェンダー平等の実現
- (3) 社会や生活のデジタル化推進

2 補助金名

大船渡市市民活動支援事業補助金

3 申請期限

令和7年5月12日（月）午後5時15分まで

4 補助金額

事業採択回数	補助限度額	
	重点支援事業	その他の事業
初 回	300千円	200千円
2 回目	200千円	100千円
3 回目	100千円	50千円

※補助金額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、1,000円未満切り捨てとします。

※1年度につき1団体1事業のみの申請とします。

※同一事業に対する補助金の交付は3年を限度とします。

5 補助対象団体

自主的かつ社会貢献的な活動が見込まれる団体で、次の要件を満たす団体とします。

- (1) 市内においてまちづくり活動を行っていること
- (2) 構成員は概ね5人以上、構成員の2分の1以上が市民で、団体の事務局が市内にあること
- (3) 自主財源（会費、寄附金、国・県・大船渡市以外からの助成金等）の確保に努めていること

- (4) 会計処理及び使途が適切であること
- (5) 団体等の決算における剰余金（繰越金）の額が、補助金等の額を超えていないこと
- (6) 自らの責任で事業遂行ができること

※地域公民館については、補助対象団体とするが、これまで経常的に取り組んできた事業は対象としません。

※市から直接、財政的援助（団体運営や実施事業への補助金）を受けている団体及び市が構成員又は事務局等として関与している団体は対象としません。

6 対象となる活動

令和7年度中に完了し、国・県の補助制度、大船渡市中小企業振興事業補助金など、本市のほかの補助制度の対象とならないもののうち、次のいずれかの要件を満たしている活動とします。

- (1) 市民の利益に広く寄与するもの（公益性）
- (2) 独自の発想や新たな視点によるもの（独自性）
- (3) 波及効果や新たな展開が期待できるもの（発展性）
- (4) 地域の特性や資源を生かしたもの（地域性）
- (5) 継続的に活動することが期待されるもの（継続性）

7 対象とならない経費

- (1) 団体の構成員に対する人件費、謝礼、旅費など
- (2) 団体の会議費、事務費、施設管理費など
- (3) 団体の構成員による団体の交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費、慰労的な視察や研修の費用など
- (4) パソコンやデジタルカメラ等、汎用性の高い物品の購入費など

8 審査方法等

書類審査と企画審査委員会による審査を行います。

9 事務手続きの流れ

- (1) 原則として、大船渡市市民活動支援センターを経由の上、市民協働課へ申請書類を提出
- (2) 補助金交付事業について、令和7年7月頃に決定
- (3) 交付決定を受けた団体は、事業実施後、速やかに事業実績に係る書類を作成し、原則として、大船渡市市民活動支援センターを経由の上、市民協働課へ提出

10 活動報告

交付決定を受けた団体は、令和8年2月頃開催予定の「まちづくりフェスタ」など、市民活動団体等が参加する交流イベントにおいて活動内容と成果を報告します。

11 申請書類

市ホームページからダウンロードできるほか、大船渡市市民活動支援センター、市役所本庁市民協働課に備え付けています。

12 相談受付窓口

大船渡市市民活動支援センター（キャッセン大船渡内）

電話：0192-47-5702／メール：shimin@ofunatocity.jp

※申請書の書き方などに係る相談対応も受けています。（メール可）